約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」を削り、同項の表第十二条の二第二項の項の次に次のように加える。

第十二条の三第一項第一号	指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるもの	労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関
	手続実施基本契約	手続実施基本契約（同号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）

第七条第一項の表第十二条の三第一項第二号の項の次に次のように加える。

第十二条の三第三項第一号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）
	同号	第一項第二号

第七条第二項の表第五十二条の六十一第二項の項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条第三項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「「銀行法」を「「準用銀行法」に、「、銀行法」を「、準用銀行法」に、「掲げる銀行法」を「掲げる準用銀行法」に改め、同項の表読み替える銀行法の規定の項中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同条第五項中「それぞれ」を削る。

第七条の二の二中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改める。

第七条の二の三中「（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）」及び「（同条の表を除く。）」を削り、「「銀行法」を「「準用銀行法」に改める。

第七条の二の四第一項中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項」に改め、同条第二項中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項」に改め、同項第四号中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第七条の二の五中「銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項」に、「銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項」を「準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項」に改め、同条の表農業協同組合法第九十二条の五の六の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十二条の五の七に規定する」を「第九十二条の五の七各号に掲げる」に改め、同表水産業協同組合法第百十四条の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第百十五条に規定する」を「第百十五条各号に掲げる」に改め、同表協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第六条の五の八に規定する」を「第六条の五の八各号に掲げる」に改め、同表銀行法第五十二条の六十一の十九の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第五十二条の六十一の二十に規定する」を「第五十二条の六十一の二十各号に掲げる」に改め、同表農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第九十五条の五の八に規定する」を「第九十五条の五の八各号に掲げる」に改め、同表株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定の項中「認定」を「規定による認定」に、「第六十条の二十二に規定する」を「第六十条の二十二各号に掲げる」に改める。

第七条の二の六中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）

第七条の二の七中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第九条第四号中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十条第二号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同条第三号中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十条の二第一項中「銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により」を「準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により当該」に改め、「（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）」を削り、同項第二号から第四号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第五号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同項第六号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第七号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十条の三第一項中「銀行法第五十二条の六十一の三に」を「準用銀行法第五十二条の六十一の三に」に改め、同項第一号から第六号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第七号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「命令」を「求め」に改め、同項第八号から第十一号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

第十一条の二第一項第二号中「銀行法」を「準用銀行法」に改め、同項第五号中「銀行法」を「準用銀行法」に、「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「銀行法」を「準用銀行法」に改める。

（貸金業法施行令の一部改正）

第十一条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定

（預託等取引に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同条第八項」を「同条第十六項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第十四条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の六の五第二項第四号中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第二十四条の六の七中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）